

令和2年度 第5回 流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会 議事録

1 日時

令和3年1月28日 木曜日

10時00分から10時45分まで

2 方法

Z o o mによるオンライン会議

3 出席者

(1) 委員

濱田 竜也 会長、稲田 衣子 委員、鈴木 美智子 委員、井川 宏 委員、篠塚 博道 委員、岡崎 洋子 委員、岩井 謙詞 委員、塩谷 節子 委員、麦倉 顕子 委員（全16名中9名出席）

(2) 事務局（市）

早川健康福祉部長

高齢者支援課 木村課長、君島課長補佐兼介護予防係長、武林主任保健師、晴山主任保健師、中山主事

介護支援課 豊田健康福祉部次長兼介護支援課長、竹之内課長補佐、佐々木主任主事、鈴木主事

4 議題等

(1) 令和3年度流山市地域包括支援センター運営方針（案）について ア （事務局より説明）

令和3年度は、業務方針の共通事項の中に、「キ 新型コロナウイルス感染症に対応した活動」を追加し、「(ア)センターは、新型コロナウイルス感染症に対応した活動について、地域住民や関係機関等と一緒に考え取り組んでいく。」と、記載した。

イ 事前意見

（櫻井委員）

各センターの提出物等の書類は簡略が可能ですか。各センターの書類作成等の時間他負担が多すぎと思われる。

(事務局)

市では、センターの専門3職種には専門性を最大限発揮してほしいと考えており、毎年、提出書類の簡略化に取り組んでいる。また、法人に対しても、専門職が専門業務に集中できるようにお願いしており、センターに事務職員を配置することや、法人内の他の部署の職員が契約に関する書類を作成する等、各法人で工夫されている。

(岩井委員)

各センターの立地について。高齢者の身近な相談窓口として積極的な確立を目的とした場合、現在の北部西・中部・東部等の施設建物ではなく、公益性も考え、できる限りアクセスを考慮した上、立ち寄りやすい立地で設置の検討を願いたい。今後、市民が認識・理解できる適切に表示した時、また、センターは事業者として苦情対応窓口の設置の場合、効果的な活用にもつながると考える。さらに、コロナの時代、施設内に入ることができない状況下では、センターに出入りできないことも考慮する必要がある。

(事務局)

これまで、センターの立地については、センター職員の積極的なアウトリーチにより補ってきた。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たに、施設内設置の問題点の1つとして、感染拡大下での施設使用制限が認識された。

既に設置しており、地域に定着してきたセンターの移転は難しいが、今後、設置を検討する際には、住民の方が立ち寄りやすく、感染症の流行下にも影響の少ない場所の検討に努めたいと考える。

ウ 意見

(岡崎委員)

新型コロナウイルス感染症に対応した活動について、地域住民や関係機関等と一緒に考え取り組んでいくとのことだが、内容は予防策について想定しているか。もしくは陽性者等の隔離策や支援等の対応についても想定するものか。

(事務局)

今後の活動について、現在既に行われているが、感染症防止対策を十分に行った状態で活動の継続をしていく必要がある。こう

した中で地域住民の方や関係機関と協力して行っていくということが必要になる。また、地域住民の方や関係機関から依頼を受ける、または、地域包括支援センターからの発信として、新型コロナウイルス感染症の対策について普及啓発を行う必要性も考えられる。地域包括支援センター内での感染症対策、地域住民の方や関係機関と協力した事業の実施、並びに新型コロナウイルス感染症対策の普及啓発等を「地域住民や関係機関等と一緒に考え取り組んでいく。」とするもの。隔離策等については別の感染症対策になるため、地域包括支援センターでは行わない。

(2) 指定地域密着型サービス事業所の指定更新(4件)について

ア (事務局より説明) 資料2のとおり

イ 意見

(井川委員)

指定更新について、新型コロナウイルス感染症の影響で人員の確保は変動する可能性が考えられる。今後、指定更新の際に人員基準が満たない状態となる可能性も考えられるが、国が出している臨時的な取扱いもある中で市としてある程度柔軟に考えるのか。

(事務局)

コロナウイルスの影響においては、厚生労働省より発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に従い、柔軟に対応していきたい。

5 その他

本協議会については、3月末日をもって3年間の委員任期が満了となる。2月と3月を残しているが、予定していた協議事項は全て、本日までの会議で協議していただいた。次期協議会の委員について、引き続き、各関係機関に御協力いただきたい。